

平成 2 5 年第 2 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 6月4日～6月18日：15日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
6月 4日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第1号 3. 同意案第1号 4. 承認第4号～第8号 5. 議案第32号～第37号 6. 請願第1号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論・採決 ┘
6月 5日	水	休 会		
6月 6日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
6月 7日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第4号～第8号 3. 議案第32号～第37号 4. 請願第1号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
6月 8日	土	休 会		
6月 9日	日	休 会		
6月10日	月	休 会	委員会	
6月11日	火	休 会	委員会	
6月12日	水	休 会	委員会	
6月13日	木	休 会	委員会	
6月14日	金	休 会	委員会	
6月15日	土	休 会		
6月16日	日	休 会		
6月17日	月	休 会	委員会	
6月18日	火	開 議 午前10時		1. 承認第2号・第3号 2. 議案第32号～第37号 3. 意見書案第7号～第13号 4. 追加議案 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 委員長報告・質疑・討論・採決 ┘

諸 般 の 報 告

第 2 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 5 年 6 月 4 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、下記のとおり監査委員から3月14日、21日、4月1日、23日、5月7日、13日、14日、29日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成23年度 7月分～1月分
- (2) 病 院 事 業 会 計 平成24年度 6月分～2月分
- (3) 水 道 事 業 会 計 平成24年度12月分～2月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から3月14日、21日、4月1日、23日、5月13日、29日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 市 民 課 平成23年度、平成24年度 (平成24年4月～10月)
- (2) 総 務 課 平成23年度、平成24年度 (平成24年4月～10月)
- (3) さ く ら 保 育 園 平成23年度、平成24年度 (平成24年4月～12月)
- (4) 財 政 課 平成23年度、平成24年度 (平成24年4月～12月)
- (5) 議 会 事 務 局 平成24年度 (平成24年4月～平成25年2月)
- (6) 小 学 校 3 校 平成24年度

3. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成24年度中間市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を市長から5月22日付で受領した。

4. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記のとおり中間市土地開発公社の経営状況を説明する書類を市長から6月3日付で受領した。

記

- (1) 中間市土地開発公社決算審査意見書
- (2) 平成24年度中間市土地開発公社決算書
- (3) 平成25年度事業計画及び収入支出予算書

(意見書の提出)

平成25年3月27日の本会議で可決された下記の意見書を、関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書
- (2) 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書
- (3) 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成25年6月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第1号 中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙
- 日程第 3 同意案第1号 監査委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第4～日程第8 提案理由説明)
- 日程第 9 第32号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第33号議案 中間市職員倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第34号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 第35号議案 中間市男女共同参画推進条例
- 日程第13 第36号議案 中間市景観条例
(日程第12～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第37号議案 中間市道路線の認定について
(日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 請願第1号 公的年金の「2.5%削減」を中止する意見書提出を求め
る請願
(日程第15 趣旨説明省略)
- 日程第16 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	宮下 寛君	2 番	青木 孝子君
3 番	田口 澄雄君	4 番	佐々木晴一君
5 番	植本 種實君	6 番	中野 勝寛君
7 番	片岡 誠二君	8 番	堀田 英雄君
9 番	山本 慎悟君	10 番	掛田るみ子君
11 番	草場 満彦君	12 番	中尾 淳子君
13 番	安田 明美君	14 番	藤本 利彦君
15 番	原田 隆博君	16 番	古野 嘉久君
17 番	下川 俊秀君	18 番	米満 一彦君
19 番	井上 太一君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	高橋 洋君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	松尾 壮吾君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	………	三島 秀信君
消防長	………	安田光太郎君	総務課長	………	園田 孝君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	………				柴田精一郎君
契約課長	………	松本 賢剛君	課税課長	………	貞末 孝光君
人権男女共同参画課長	………				古賀 敬英君
健康増進課長	………	濱田 孝弘君	土木管理課長	………	藤田 晃君
都市整備課長	………	間野多喜治君	市立病院課長	………	芳野 文昭君
予防課長	………	嶋津 淳一君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

午前9時58分開会

○議長（片岡 誠二君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。これより平成25年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から6月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

日程第2. 選挙第1号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第2、選挙第1号中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙について議題といたします。井上太一君の辞職に伴い、欠員となりました中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（片岡 誠二君）

ただいまの出席議員は19人です。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（片岡 誠二君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(片岡 誠二君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	宮下 寛議員	2 番	青木 孝子議員
3 番	田口 澄雄議員	4 番	佐々木晴一議員
5 番	植本 種實議員	6 番	中野 勝寛議員
8 番	堀田 英雄議員	9 番	山本 慎悟議員
10 番	掛田るみ子議員	11 番	草場 満彦議員
12 番	中尾 淳子議員	13 番	安田 明美議員
14 番	藤本 利彦議員	15 番	原田 隆博議員
16 番	古野 嘉久議員	17 番	下川 俊秀議員
18 番	米満 一彦議員	19 番	井上 太一議員
7 番	片岡 誠二議員		

.....

○議長(片岡 誠二君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(片岡 誠二君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に植本種實君及び原田隆博君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(片岡 誠二君)

選挙の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合して

おります。そのうち、有効投票 19 票、無効投票ゼロ票。有効投票中、米満一彦君 10 票、山本慎悟君 9 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、5 票であります。よって、米満一彦君が中間市行橋市競艇組合議会議員に当選されました。

日程第 3. 同意案第 1 号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第 3、同意案第 1 号を議題とし、提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第 1 号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の議員選出の監査委員であります井上太一氏が、本年 4 月 30 日付で退任されました。

つきましては、後任といたしまして、人格が高潔で行政運営に関しすぐれた識見を有する者として、議員のうちから中尾淳子氏を選任いたしたく、地方自治法 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては同法第 197 条の規定により、同意の日から議員の任期であります平成 27 年 4 月 29 日まででございます。

ご同意のほど、よろしく願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 1 号は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより同意案第 1 号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（片岡 誠二君）

ただいまの出席議員は17人であります。
投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（片岡 誠二君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（片岡 誠二君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番	宮下 寛議員	2 番	青木 孝子議員
3 番	田口 澄雄議員	4 番	佐々木晴一議員
5 番	植本 種實議員	6 番	中野 勝寛議員
8 番	堀田 英雄議員	9 番	山本 慎悟議員
10 番	掛田るみ子議員	11 番	草場 満彦議員
13 番	安田 明美議員	14 番	藤本 利彦議員
15 番	原田 隆博議員	16 番	古野 嘉久議員
17 番	下川 俊秀議員	18 番	米満 一彦議員
19 番	井上 太一議員		

.....

○議長（片岡 誠二君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 (片岡 誠二君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中野勝寛君及び堀田英雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長 (片岡 誠二君)

投票の結果を報告いたします。投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成8票、反対9票。以上のおり賛成少数であります。よって、同意案第1号についてはこれを同意しないことに決しました。

日程第4. 承認第4号

日程第5. 承認第5号

日程第6. 承認第6号

日程第7. 承認第7号

日程第8. 承認第8号

○議長 (片岡 誠二君)

次に、日程第4、承認第4号から日程第8、承認第8号までの専決処分5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長 (松下 俊男君)

承認第4号、承認第5号及び承認第6号につきましては関連がございますので、あわせてご報告を申し上げます。

本年3月30日に、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、同法の一部の規定におきまして施行日が4月1日でありましたことから、この施行日の部分につきまして地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付で専決処分といたしましたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

改正の主な内容につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、承認第4号市税条例の改正でございますが、1点目は独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置及び独立行政法人森林総合研究所が農用地総合整備事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置を廃止するものでございます。

2点目は、都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫に係る特例措置として、平成25年4月1日から27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定の対象となった備蓄倉庫について、固定資産税の課税標準額を締結後5年間、3分の2に軽減するものでございます。

次に、承認第5号都市計画税条例の改正でございますが、1点目は固定資産税と同様、管理協定の対象となりました備蓄倉庫につきまして、都市計画税の課税標準額を締結後5年間、3分の2に軽減するものでございます。

2点目は、地方税法の改正に伴い、条例中引用しております条文の整備を行うものでございます。

最後に、承認第6号国民健康保険税の改正でございますが、1点目は国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した世帯における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額を判定する算定基準に、移行した方を含むとされていた措置に関しまして、移行後5年までの間に限るといたしておりました要件を廃止し、恒久的な措置とするものでございます。

2点目は、移行後5年目までの世帯別平等割額の2分の1を軽減する現行措置に加え、6年目以降3年間において世帯別平等割額の4分の1を軽減する激変緩和措置を講ずるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、承認第7号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

平成23年12月17日、午後5時ごろ、遠賀郡水巻町在住の女性が、中間市道路線岩瀬団地1号線の間中市岩瀬西町40番7号付近を歩行していた際、自身に近づいてきた車を避けようと道路脇に寄ったところ、道路下の側溝に転落いたしました。

この転落事故によりまして頸髄損傷等を受傷し、症状が安定後はリハビリ治療を行いましたが、右上肢の著しい機能障害と左上肢及び両下肢の機能障害が後遺症として残ったために、身体障害者手帳2級の認定を受けておられます。

このように女性が受けた損害に対し、本市が加入している損害保険会社において、本市の過失割合が6割、女性の過失割合が4割で損害賠償の額が2,027万5,768円と算定されたことから、本年5月17日付で損害賠償の額を2,027万5,768円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、賠償金2,027万5,768円は、損害保険会社から相手方に直接支払っております。

このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、承認第8号中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につき

ましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

本市で発生いたしました生活保護費の不正受給事件に関しまして、現在本市の職員3人が逮捕、起訴されているところでございます。このたび、平成25年5月31日付におきまして、今回事件に関与しております3人を懲戒免職処分とし、また当時の上司である職員5人に対しましても減給の処分を行ったところでございます。このことを受けまして、私と副市長の給料につきましても減額することといたしましたことから、条例改正を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、今回の事件に対する私自らの監督責任を明らかにすべく、6月1日から市長の任期が満了いたします7月21日まで、給料及び賞与の全額について不支給とするものでございます。また、副市長につきましても、2月、給料の10分の1について減額するものでございます。

このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております専決処分5件に対する質疑は、6月7日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第9. 第32号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第9、第32号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第32号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本市におきまして、例年7月にハーモニーホールにて開催しております「人権・みんなの幸せを願う集い」でございますが、本年度はより多くの市民の皆様に参加をしていただくために、従来と趣向を変え、コミュニティ広場一帯でさまざまなイベントを開催し、人権問題の啓発、広報活動を行う「中間市人権フェスティバル」として7月15日に開催することといたしております。

このことにつきましては、当初予算においてご承認をいただいておりますが、その後、計画を進める段階におきまして、本事業における県補助金が増額されることとなりました。本市におきましても、基本的人権の確立が市民共通の重要な課題であるとの認識から、こ

の補助金を活用し、さらに事業を充実いたしたく、今回補正予算を計上するものでございます。

まず、歳出予算の具体的な内容でございますが、人権に関するコンサート及び人権問題講演会開催に伴う委託料30万円、人権に関する啓発ポスターやチラシ、人権フェスティバルパンフレット等の印刷製本費20万円、ハーモニーホール、中央公民館等の会場使用料10万円など、総額90万円を計上いたしております。

この歳出の財源となる歳入でございますが、全額、地域人権啓発活動活性化事業費県補助金となっており、本市において財政負担が生じることはございません。

この中間市人権フェスティバルを通して、より一層人権教育及び人権啓発を推進し、広く市民の人権意識高揚を深めることで、差別のない地域社会の実現を目指してまいります。

以上によりまして、歳入歳出予算ともそれぞれ90万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ168億4,701万9,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております第32号議案に対する質疑は、6月7日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第10. 第33号議案

日程第11. 第34号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第10、第33号議案及び日程第11、第34号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第33号議案中間市職員倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、相次ぐ職員の不祥事を受け、その再発防止を図るとともに、庁内におけるコンプライアンス体制の再構築を図ることを目的に、現行の中間市職員倫理条例の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、倫理の持つ意味よりもより広く社会的規範を守り、そのための体制までも整備するという意味に解釈することができますコンプライアンスという言葉を用いることにより、「中間市職員倫理条例」を「中間市コンプライアンス条例」に、また「中間市職員倫理審査会」の名称を「中間市コンプライアンス委員会」に改めるなど、用語の定義の追加も含め、条文の整理を行うものでございます。

また、所掌事項に公益通報に関する事項を加えることで、中間市コンプライアンス委員

会において、不当要求行為及び公益通報制度に関し、委員会が一元的に取り扱うことにより、委員会の権限強化、コンプライアンス体制の一層の推進を図ることが可能となります。

また、委員の任期を「2年」から「3年」に延長することで、十分な調査期間を要する事案につきましても、継続的に審議を行うことができるようになると考えております。

また、今回新たに庁内に職員で組織する庁内コンプライアンス会議を設置いたします。これにより、コンプライアンス委員会が提言、建議した事項を庁内コンプライアンス会議が迅速、的確に推進することで、全庁的なコンプライアンス体制の確立を図ることが可能となります。

なお、改正条例の施行日につきましては、平成25年7月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第34号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成25年3月27日に消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、消防法施行令におきまして、検定対象機械器具や自主表示対象機械器具等の品目が見直され、住宅用防災警報器などが対象機械器具に追加されたため、火災予防条例において引用しております同政令の条名等に移動が生じたことから、規定の整理を行うものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、政令の施行日にあわせ平成26年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、6月7日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第12．第35号議案

日程第13．第36号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第12、第35号議案及び日程第13、第36号議案の条例2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第35号議案中間市男女共同参画推進条例について、提案理由を申し上げます。

男女共同参画に関しましては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、本市におきましても、平成10年に中間市人権擁護条例を制定し、平成16年には中

間市男女共同参画プランを策定するなど、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者からの暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだ多くの課題があるのが現実でございます。

中間市が将来にわたり活力のあるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進め、女性の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要であります。

このようなことを踏まえ、今回、男女が平等な社会の実現を目指し、市と市民がお互いに協力をしながら、男女共同参画を推進するために、新たに条例を制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するために必要な基本理念をはじめ、市、市民、事業者の責務、性別による差別的取り扱い等の禁止及び対応、配偶者等による暴力の防止、情報の公表や提供等の配慮、基本計画の策定、推進体制の整備、苦情及び相談への対応など、市の取り組みを定めております。

また、既に中間市男女共同参画審議会条例に基づき設置しております「中間市男女共同参画審議会」につきましては、今回制定いたします条例において引き継ぐこととなっております。さらに中間市男女共同参画審議会条例につきましては、今回制定する条例の施行日であります平成25年7月1日に廃止することといたしております。

なお、条例の制定にあたりましては、3月11日から4月10日までの間、パブリックコメントにて市民の方に対し、意見の公募を行っております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第36号議案中間市景観条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例は、景観法に基づき、市民、事業者及び行政の協働により、本市の景観資源を生かし、特性に応じた景観形成を計画的に推進するため、平成25年4月1日に策定いたしました中間市景観計画の施行にあたり制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、景観法第16条により委任されております建築物の新築や工作物の設置の際に必要な届け出について、その対象規模や基準を定めるものであります。

また、同法第25条に規定する景観重要建造物の管理について、景観重要建造物の滅失を防ぐため、防災上の措置を講ずる等の必要な基準を定めております。

なお、本条例の施行日につきましては、平成25年7月1日からといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております条例2件に対する質疑は、6月7日の本会議で行います

ので、ご了承をお願いいたします。

日程第14. 第37号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第14、第37号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第37号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、新土手19号線、中ノ谷9号線及び通谷団地184号線の3路線でございます。

まず、新土手19号線及び中ノ谷9号線につきましては、当該地区の開発行為に伴い帰属を受け認定するものでございます。道路の概要といたしましては、新土手19号線にあつては幅員6メートル、実延長41メートル、また中ノ谷9号線にあつては幅員6メートル、実延長59.3メートルでございます。

最後に、通谷団地184号線につきましては、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているため認定をするものでございます。道路の概要といたしましては、幅員4.5メートル、実延長22.5メートルでございます。

以上のとおり、3路線を公共の用に供するため、市道として認定するにあたり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております第37号議案に対する質疑は、6月7日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 請願第1号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第15、請願第1号公的年金の「2.5%削減」を中止する意見書提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、趣旨の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本請願については趣旨の説明を省略することに決しました。

ただいま議題となっております請願第1号に対する質疑は、6月7日の本会議で行いま

すので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 会議録署名議員の指名

○議長（片岡 誠二君）

これより、日程第16、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、中尾淳子さん及び藤本利彦君を指名いたします。

○議長（片岡 誠二君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 片 岡 誠 二

議 員 中 尾 淳 子

議 員 藤 本 利 彦